

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、福山市選挙管理委員会、庄原市選挙管理委員会及び東広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年四月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

| 指 定 施 設 | | 変 更 事 項 | |
|----------------|------------------|-------------------|-------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 変 更 後 |
| 福山市駅家倉光コミュニティ館 | 福山市駅家町大字倉光五七九番地一 | 福山市駅家コミュニティセンター分館 | |
| 庄原市久代基幹集落センター | 庄原市東城町久代二一〇五番地一 | 庄原市久代自治振興センター | |
| 庄原市田森基幹集落センター | 庄原市東城町栗田一七一五番地一 | 庄原市田森自治振興センター | |
| 庄原市内堀健康増進センター | 庄原市東城町内堀一〇〇番地一 | 庄原市小奴可自治振興センター | |
| 福富基幹集落センター | 東広島市福富町下竹仁五〇一番地一 | 東広島市竹仁地域センター | |
| 清武西構造改善センター | 東広島市豊栄町清武三七五六番地一 | 東広島市清武西地域センター | |
| 河内構造改善センター | 東広島市河内町入野二六五〇番地 | 東広島市入野地域センター | |